

# 本日の説明内容

(1)事業概要(案)

(2)契約手続(案)

上記について、本日時点での(案)をご説明するものです。

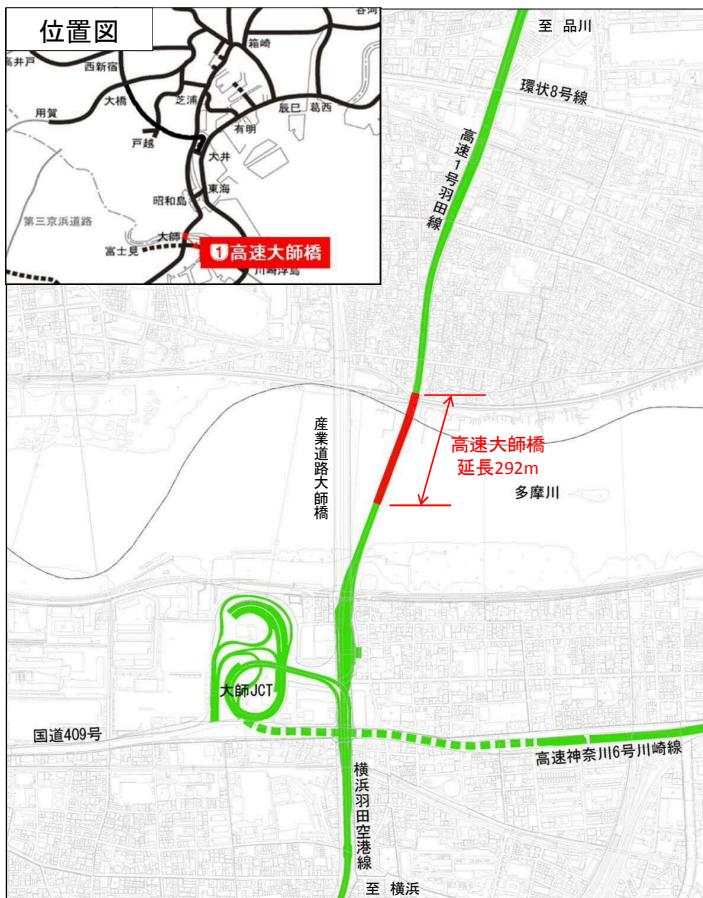
# 本日の説明内容

(1)事業概要(案)

(2)契約手続(案)

上記について、本日時点での(案)をご説明するものです。

# 高速大師橋既設構造概要



## 【構造概要】

供用年: 昭和43年(1968年)

【供用後約50年】

構造形式: 上部工 3径間連続鋼床版箱桁橋

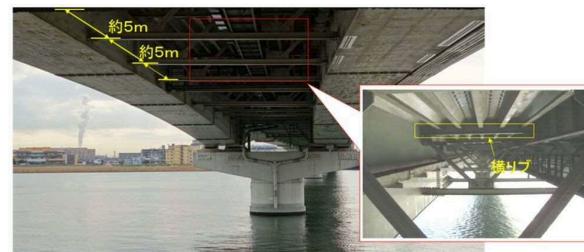
下部工 鋼管杭(陸上部は場所打ちRC杭)+RC橋脚

延長: 292m

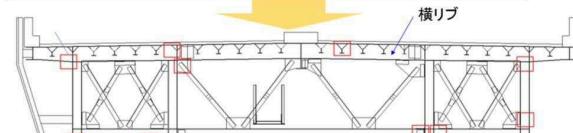
道路区分: 第2種第2級

設計速度: 60km/h

幅員構成: 16.5m(3.25m × 4車線)



橋梁全体の軽量化を図るため、横リブの間隔が約5mと長い  
(一般的な同種の橋梁は2~3m)など、橋全体がたわみやすい



橋梁全体に多数の疲労き裂が発生

□: き裂発生箇所

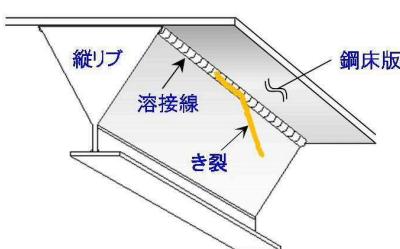
3

© Metropolitan Expressway Company Limited 2016.3.16

## 高速大師橋更新事業の必要性(案)

- 高速大師橋は、昭和43年に建設され、開通から約50年が経過
- 多摩川への影響を極力抑えるために支間長を長くし、当時の基準により上部工を軽量化した橋梁であり、橋梁全体がたわみやすく疲労き裂が発生しやすい構造
- 日々、点検・補修を行っており、発生した疲労き裂の補修を実施しているものの、新たなき裂が多数発生している状況であり、長期にわたる耐久性、維持管理性を確保する観点から、構造物の更新が必要
- 疲労損傷が発生しない構造とするため、橋梁全体を架け替え(上部工の荷重が増加するため、下部工についても合わせて取り替えることが必要)

### ■ 鋼床版に発生した疲労亀裂



### ■ 鋼床版の補強



© Metropolitan Expressway Company Limited 2016.3.16

4

# 事業概要(案)

本事業の概要は、下記を予定している。

事業名：高速大師橋更新事業

事業場所：東京都大田区羽田三丁目から川崎市川崎区殿町一丁目まで

事業内容：下記の「実施設計」及び「工事」

設計・施工延長※ 292m 橋梁上部工 鋼3径間連続鋼床版箱桁 292m 1連(鋼重:約3,500t)

※1工区上下部一体発注 橋梁橋脚工 一式

橋梁基礎工 一式

道路付属物工 一式

構造物撤去工 一式

仮設工 一式

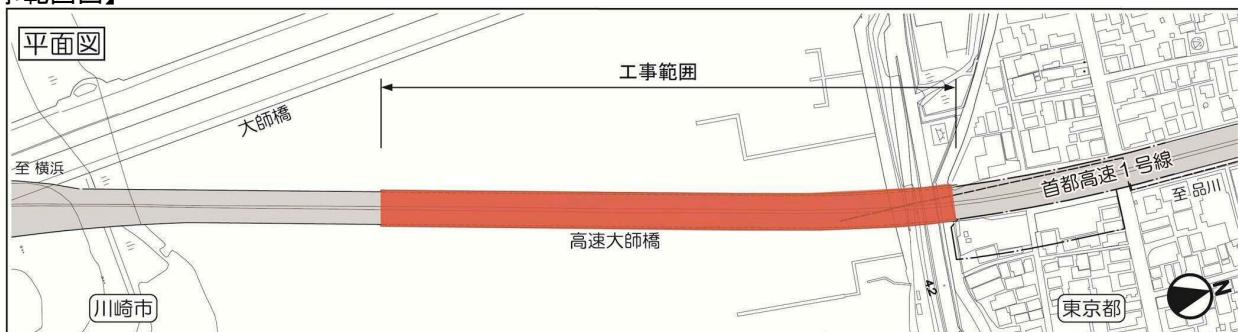
隣接PC橋梁補強工 一式

事業期間：【実施設計の履行期間】実施設計の契約締結日の翌日から平成29年3月31日まで

【工事の工期】工事の契約締結日の翌日から平成36年2月29日まで

※ただし、技術提案及び実施設計に基づき、価格等交渉後、工事の工期を短縮する場合がある。

## 【工事範囲図】

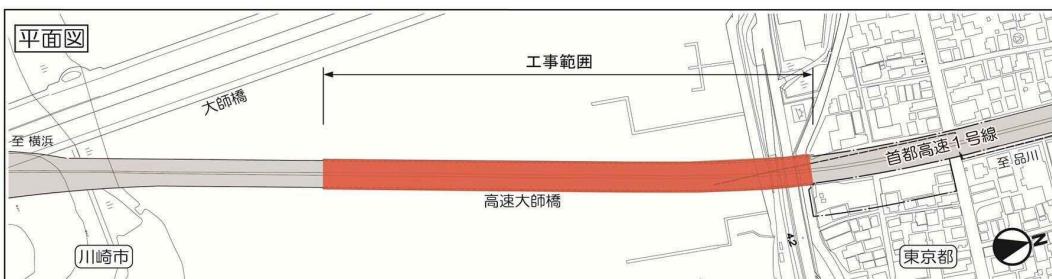


© Metropolitan Expressway Company Limited 2016.3.16

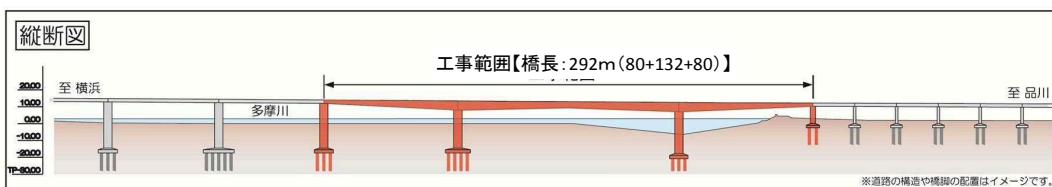
5

# 概略線形条件(案)

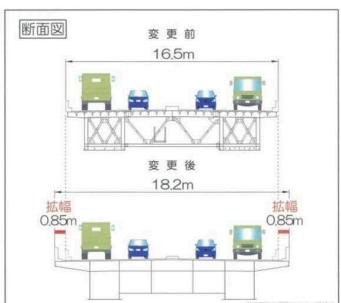
## 【平面図】



## 【縦断図】



## 【断面図】



### 基本条件とする線形の設定の考え方

- ・平面線形、縦断線形とともに現位置での更新
- ・支間割についても現況通り
- ・現在の幾何構造基準(道路構造令第2種2級)に基づき道路の幅員を16.5mから18.2mに拡幅

© Metropolitan Expressway Company Limited 2016.3.16

6

## 概略工事工程(案)

高速大師橋 概略工事工程

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
手続き等								
実施設計								
関係機関協議								
工事 <small>※河川内の施工は非出水期に限定</small>								

© Metropolitan Expressway Company Limited 2016.3.16

7

## 高速大師橋更新事業に係る契約手続(案)等説明会

# 本日の説明内容

(1)事業概要(案)

(2)契約手続(案)

上記について、本日時点での(案)をご説明するものです。

本事業の契約における基本的考え方(案)としては、下記を想定している。

### ■ 契約における基本的考え方

- 本事業は河川内施工であるとともに高速道路や一般道路への影響を特に配慮した施工となるなど、非常に難易度の高い工事であり、厳しい条件下で事業目標を達成するためには、工事のリスクを最小化する必要がある
- そのため、多種多様な構造及び各社独自の高度で専門的なノウハウ・施工法の中から幅広く技術提案を求め、最も優れた提案技術を採用することにより最適な構造及び施工法(仕様)の選定が必要

⇒以上より、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第18条に基づき、「技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約する」方式を試行的に実施

- 本事業は河川内施工のため、河川管理者による許可が必要であるが、河川管理者による許可は、実施設計に基づく河川管理者協議により確定した構造及び施工法(仕様)にのみ与えられる
- そのため、工事契約に先行して、設計契約を施工予定者と締結し、施工予定者による実施設計に基づき、河川管理者協議を行い、仕様を確定した後、その仕様に基づく工事契約の締結が必要

⇒「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン(H27.6)」に基づき、「設計交渉・施工タイプ」を試行的に実施(当社においては、「技術提案審査・価格等交渉方式(設計交渉・施工タイプ)」という名称とする)

## 契約手続概要(案)

本事業の契約方法、手続の概要(案)については、下記を想定している。

### ■ 契約方式

- 「技術提案審査・価格等交渉方式(設計交渉・施工タイプ)」の試行対象工事

### ■ 技術提案の範囲

- 工事目的物の構造及び施工法(ただし、上部工は鋼3径間連続鋼床版箱桁とする。)

### ■ 業務規模及び参考額の提示

- 公示時に「実施設計の業務規模」及び「工事の参考額」を説明書に明示
- 実施設計の業務規模:実施設計契約額の上限
- 工事の参考額:技術提案に際しての工事の規模の目安

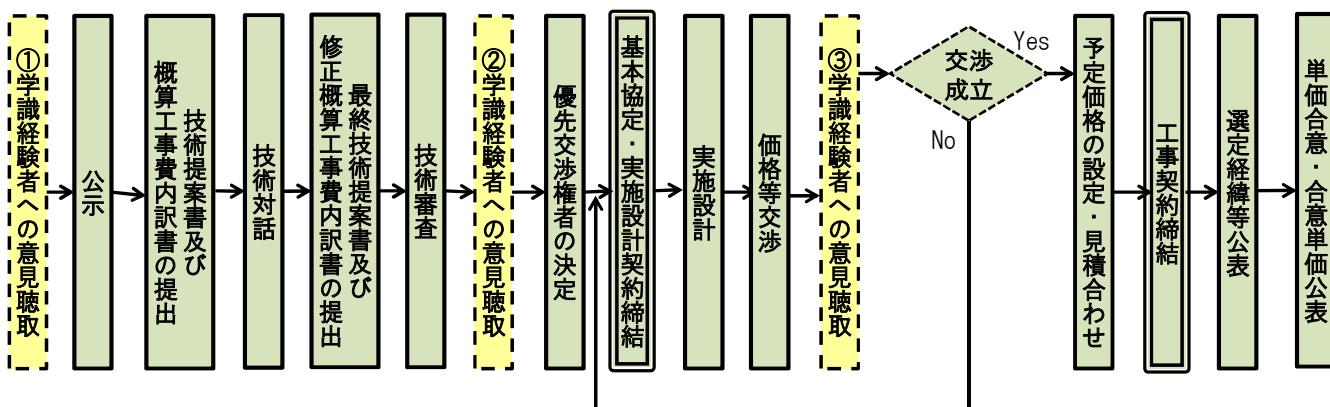
### ■ その他

- 「総価契約単価合意方式」の対象工事
- 「契約後VE方式」の対象工事
- 基本条件図書等で示される要件を満たし、適正と認められた最終技術提案書を提出した技術提案者に最終技術提案書の作成費の一部を支払う
- 首都高速道路(株)と優先交渉権者との間で価格交渉方法等について、円滑に工事の契約手続を進めるために、実施設計の契約に合わせて基本協定書を締結する

## 契約手続の基本的な流れ(案)

本事業の契約手続の基本的な流れ(案)については、下記を想定している。

### 「技術提案審査・価格等交渉方式(設計交渉・施工タイプ)手続の基本フロー(案)



### 契約手続の基本的な流れ (案)

- (1) 競争参加資格者より技術提案書及び概算工事費内訳書※を提出
- (2) 技術提案内容に係る技術対話を実施
- (3) 技術対話の結果を踏まえて、最終技術提案書及び修正概算工事費内訳書※を提出
- (4) 最終技術提案書の技術審査を行い、技術評価点が最も高い者を選定(以下、「優先交渉権者」という。)
- (5) 優先交渉権者と基本協定及び実施設計契約締結
- (6) 優先交渉権者による実施設計の結果に基づき、工事費内訳書及び工事費内訳書作成条件を受け付け、価格等交渉
- (7) 価格等交渉が成立しなかった場合は、次順位の者(次点交渉権者)と基本協定書の締結及び実施設計契約手続を行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続を実施
- (8) 価格等交渉が成立し、予定価格の範囲内で有効な工事見積書を提出した場合は、工事の契約の相手方として決定

## 概略契約スケジュール(案)

本事業の契約手続の概略スケジュール(案)については、下記を想定している。

平成28年5月上旬	手続開始の公示
平成28年5月中旬	技術提案書作成説明会
平成28年5月中旬	質問書受付開始
平成28年5月下旬	質問書回答
平成28年6月上旬	競争参加資格確認申請書提出
平成28年6月上旬	技術提案書等提出要請
平成28年7月下旬	技術提案書、概算工事費内訳書提出
平成28年7月下旬	技術提案者による技術提案書の説明
平成28年7月下旬～8月下旬	技術対話
平成28年8月下旬	最終技術提案書、修正概算工事費内訳書提出
平成28年8月下旬～9月上旬	技術審査
平成28年9月上旬	優先交渉権者の決定・実施設計見積書提出要請
平成28年9月中旬	基本協定書、実施設計契約締結
実施設計後	実施成果品に基づく、工事費内訳書及び工事費内訳書作成条件提出
平成29年4月上旬	価格等交渉
平成29年4月下旬	工事見積書提出要請
平成29年4月下旬	工事契約締結(契約締結後、適宜単価協議)
平成29年11月上旬	工事着工予定

上記スケジュールは契約手続の進捗により変更する場合がある

## 工事の競争参加資格要件【共同企業体構成要件】(案)

本事業の競争参加資格要件(案)は、以下を想定している。

- (1) 首都高速道路株式会社の契約規則実施準則(平成23年準則第1号)第73条の規定(競争参加不適格者)に該当しない者であること。
- (2) 下記の「①土木工事を施工する者」「②鋼橋工事を施工する者」及び「③プレストレストコンクリート橋工事を施工する者」のうち、該当する要件を全て満たす単体又は該当する要件を全て満たす者により構成される互いに異なる工事種別の競争参加資格を有する企業によって結成される共同企業体(以下「異工種JV」という。)であること。  
異工種JVの構成については、「土木工事」「鋼橋工事」「プレストレストコンクリート橋工事」とし、各工事種別を担当する構成員は「土木工事」においては、最小1者、最大3者、「鋼橋工事」においては、最小1者、最大3者、「プレストレストコンクリート橋工事」においては、1者とすること。構成員の総数は最小2者、最大7者とすること。  
なお、異工種JVの構成員のうち1者が複数の種別の工事を実施すること、また、複数の構成員で工事を分担することは差し支えない。

## 工事の競争参加資格要件【会社に求める要件】(案)1／3

### ① 土木工事を施工する者

i ) 首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る平成27・28年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が1,200点以上であること。なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る平成27・28年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が、1,200点以上であること。

ii ) 平成13年度以降に、以下に掲げる工事実績（元請に限る。）を有すること。

ア 単体又は異工種JVの構成員のうち少なくとも1者は、以下に掲げる要件を全て満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。

イ 上記アの実績を有しない異工種JVの構成員については、以下に掲げる要件のうち、いずれか1つの要件を満たす工事を完工した実績を有すること。

#### 【必要な要件】

- ・提案する基礎構造の河川区域内での施工
- ・提案する橋脚構造の施工（ただし、コンクリート製橋脚の提案を行う場合に限る）

### ② 鋼橋工事を施工する者

i ) 首都高速道路株式会社における「鋼橋工事」に係る平成27・28年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が1,150点以上であること。なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「鋼橋工事」に係る平成27・28年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が、1,150点以上であること。

ii ) 平成13年度以降に、以下に掲げる工事の実績（元請に限る。）を有すること。

ア 単体又は異工種JVの構成員のうち少なくとも1者は、以下に掲げる要件を全て満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。

イ 上記アの実績を有しない異工種JVの構成員については、以下に掲げる要件のうち、いずれか1つの要件を満たす工事を完工した実績を有すること。

#### 【必要な要件】

- ・鋼床版鋼箱桁道路橋の製作
- ・提案する架設工法による河川区域内での鋼橋工事（歩道橋は除く。）
- ・提案する橋脚構造の施工（ただし、鋼製橋脚の提案を行う場合に限る）

### ③ プレストレスコンクリート橋工事を施工する者

i ) 首都高速道路株式会社における「プレストレスコンクリート橋工事」に係る平成27・28年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が1,150点以上であること。なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「プレストレスコンクリート橋工事」に係る平成27・28年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が、1,150点以上であること。

ii ) 平成13年度以降に、以下に掲げる工事の実績（元請に限る。）を有すること。

- ・プレストレスコンクリート道路橋の補強又は補修工事

①～③のii ) における工事は平成13年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績(元請に限る。)とする。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種JVとしての実績は、協定書の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。

提案する構造形式及び施工方法がそれぞれ複数となる場合は、すべての施工実績を記載すること。なお、記載する施工実績の件数は各々1件のみでよい。

## 工事の競争参加資格要件【配置予定技術者に求める要件】(案)1／4

- (3) 現場代理人及び次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者については、工事の契約締結日の翌日から工事完了まで配置すること。なお、主任技術者又は監理技術者は、工事契約締結後の実際の施工期間において本工事に専任で配置できること。

また、次に掲げる基準を満たす設計管理技術者、設計担当技術者及び設計照査技術者（以下、設計担当技術者等）については、実施設計の履行期間において配置できること。

異工種JVの場合に限り、全体の工程管理、異なる工事種別の工事（以下「各工事」という。）間の工事調整等を行う統括技術者を、実施設計の契約締結日の翌日から工事完了まで本工事に専任で配置すること。

設計管理技術者は、設計における全体の工程管理、各工事間の調整等を行うこと。

工事の中止、休止により、担当する主任技術者又は監理技術者を再度配置する場合は、工事の中止、休止前に配置した技術者を配置することを原則とする。

なお、現場着手は平成29年11月1日(水)を予定している。

- ① 土木工事を担当する主任技術者又は監理技術者は、以下のア～ウのいずれか及びエに該当する者であること。

ア 1級土木施工管理技士の資格を有する

イ 技術士[建設部門(土質及び基礎)]又は[総合技術監理部門(建設・土質及び基礎)]の資格を有する

ウ ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ 平成13年度以降に以下に掲げる要件を全て満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。

・提案する基礎構造の施工実績

・提案する橋脚構造の施工（ただし、コンクリート製橋脚の提案を行う場合に限る）

## 工事の競争参加資格要件【配置予定技術者に求める要件】(案)2／4

- ② 鋼橋工事を担当する主任技術者又は監理技術者は、以下のア～ウのいずれか及びエに該当する者であること。

ア 1級土木施工管理技士を有する

イ 技術士[建設部門(鋼構造及びコンクリート)]又は技術士[総合技術監理部門(建設・鋼構造及びコンクリート)]の資格を有する

ウ ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ 平成13年度以降に以下に掲げる要件を全て満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。

・鋼床版鋼箱桁橋の架設実績

・提案する橋脚構造の施工（ただし、鋼製橋脚の提案を行う場合に限る）

## 工事の競争参加資格要件【配置予定技術者に求める要件】(案)3／4

- ③ プレストレスコンクリート橋工事を担当する主任技術者又は監理技術者は、以下のア～ウのいずれかに該当する者であること。
- ア 1級土木施工管理技士の資格を有する
- イ 技術士[建設部門(鋼構造及びコンクリート)]又は技術士[総合技術監理部門(建設-鋼構造及びコンクリート)]の資格を有する
- ウ ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- エ 平成13年度以降に以下に掲げる要件を満たす工事を完工した実績を有すること。
- ・プレストレスコンクリート道路橋の補強又は補修工事実績
- ①～③のエにおける工事は平成13年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績(元請に限る。)とする。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種JVとしての実績は、協定書の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。
- 提案する構造形式及び施工方法がそれぞれ複数となる場合は、すべての施工実績を記載すること。なお、記載する施工実績の件数は各々1件のみでよい。
- ④ 上記の①、②及び③において監理技術者は、建設業法第26条第2項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。
- ⑤ 異工種JVの場合は、土木工事を担当する者の中から①の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置し、鋼橋工事を担当する者の中から②の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置し、プレストレスコンクリート橋工事を担当する者の中から③の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置すること。単体の場合は、①、②及び③の要件を満たす主任技術者又は監理技術者をそれぞれ配置すること。

© Metropolitan Expressway Company Limited 2016.3.16

19

## 工事の競争参加資格要件【配置予定技術者に求める要件】(案)4／4

- ⑥ 土木工事の設計を担当する設計担当技術者等は、以下のア～ウのいずれかを満たすこと。
- ア 技術士[建設部門(土質及び基礎)]の資格を有する者
- イ 技術士[総合技術監理部門(建設-土質及び基礎)]の資格を有する者
- ウ ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ただし、コンクリート製橋脚の提案を行う場合は、上記の他に、以下のエ～カのいずれかを満たす設計担当技術者等を配置すること。
- エ 技術士[建設部門(鋼構造及びコンクリート)]の資格を有する者
- オ 技術士[総合技術監理部門(建設-鋼構造及びコンクリート)]の資格を有する者
- カ エ、オと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者  
ア～ウのいずれかを満たす者とエ～カのいずれかを満たす者は同一者でも可とする。
- ⑦ 鋼橋工事の設計を担当する設計担当技術者等は、以下のア～ウのいずれかを満たすこと。
- ア 技術士[建設部門(鋼構造及びコンクリート)]の資格を有する者
- イ 技術士[総合技術監理部門(建設-鋼構造及びコンクリート)]の資格を有する者
- ウ ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ⑧ プレストレスコンクリート橋工事の設計を担当する設計担当技術者等は、以下のア～ウのいずれかを満たすこと。
- ア 技術士[建設部門(鋼構造及びコンクリート)]の資格を有する者
- イ 技術士[総合技術監理部門(建設-鋼構造及びコンクリート)]の資格を有する者
- ウ ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ⑨ 設計管理技術者は、以下のア～イのいずれかを満たすこと。
- ア 技術士[総合技術監理部門(建設-鋼構造及びコンクリート)]の資格を有する者
- イ アと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

© Metropolitan Expressway Company Limited 2016.3.16

20

## 工事の競争参加資格要件(案)

配置予定技術者の兼任については、下表のとおりとすること。

技術者	現場代理人	統括技術者	主任又は監理(土木)	主任又は監理(鋼橋)	主任又は監理(PC)	設計管理技術者	設計照査(土木)	設計照査(鋼橋)	設計照査(PC)	設計担当(土木)	設計担当(鋼橋)	設計担当(PC)
現場代理人		×			○(1つのみ可能)			○(1つのみ可能)		×	×	×
統括技術者	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
主任技術者 又は 監理技術者 (土木)	○	×		×	×			○(1つのみ可能)		×	×	×
主任技術者 又は 監理技術者 (鋼橋)	○	×	×		×			○(1つのみ可能)		×	×	×
主任技術者 又は 監理技術者 (PC)	○	×	×	×				○(1つのみ可能)		×	×	×
設計管理技術者	○	×		○(1つのみ可能)			×	×	×	×	×	×
設計照査技術者 (土木)	○	×		○(1つのみ可能)		×		×	×	×	×	×
設計照査技術者 (鋼橋)	○	×		○(1つのみ可能)		×	×		×	×	×	×
設計照査技術者 (PC)	○	×		○(1つのみ可能)		×	×	×		×	×	×
設計担当技術者 (土木)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
設計担当技術者 (鋼橋)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○		○
設計担当技術者 (PC)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	

兼任可:○ 兼任不可:×

※表中の「土木」は「土木工事」、「鋼橋」は「鋼橋工事」、「PC」は「プレストレストコンクリート橋工事」、「主任又は監理」は「主任技術者又は監理技術者」、「設計照査」は「設計照査技術者」、「設計担当」は「設計担当技術者」をそれぞれ示す。

© Metropolitan Expressway Company Limited 2016.3.16

21

## 技術提案について(案)1／2

本事業の技術提案について(案)については、下記を想定している。

### (1)技術提案の範囲

- ・工事目的物及び施工法(ただし、上部工形式は鋼3径間連続鋼床版箱桁とする。)

### (2)技術提案評価項目

- ①事業の実施方針(提案構造に関する設計上の留意点等)
- ②工程に関する工夫(車線規制及び通行止め期間を極力短縮するための工夫等)
- ③コスト縮減・管理に関する工夫(コスト縮減、コスト管理に関する工夫等)
- ④周辺環境への配慮(沿道環境、河川内施設等への配慮・工夫等)
- ⑤耐久性・維持管理性に関する工夫(維持管理費縮減に関する工夫等)
- ⑥安全管理・品質確保に関する工夫(工事中の河積阻害を極力抑えるための工夫等)

### (3) 技術提案に関する事項

- ① 技術提案に当たっては、提案する施工方法の成立性、妥当性を確認したうえで、技術提案を行うこと。
- ② 提案する施工方法等は、理論的な妥当性を有する手法、実験等による検証がなされた手法等適切な知見に基づいたものとする。ただし、評価時において実験や試験・研究による追加検証の実施を見積附帯条件として付加することがある。
- ③ 技術提案が本事業に関連する資料で示される要件に対して過度な提案であると判断される場合には、技術対話で改善を求める場合がある。
- ④ 技術対話を経た改善技術提案に基づく概算工事費内訳書の金額と参考額の乖離が著しく大きく、その内容の妥当性が認められない場合は、技術対話において提案内容等の改善を求める場合がある。

### (4) 技術提案内容の変更について

受注者は、技術提案書等に記載した内容について遵守すること。ただし、実施設計における条件等の変更により、技術提案内容が履行できない場合は、同等の代替案を提示すること。

## 実施設計及び価格等交渉に関する基本協定書について(案)

本事業における基本協定書(案)については、下記を想定している。

### 高速大師橋更新事業の実施設計及び価格等交渉に関する基本協定書(案)

首都高速道路株式会社と優先交渉権者とは、「高速大師橋更新事業」に係る価格等交渉の手続等について、実施設計契約時に基本協定を締結する。

#### (1) 基本協定書項目

- 第1条：目的
- 第2条：当事者の義務
- 第3条：有効期間
- 第4条：設計等
- 第5条：施工業務契約の締結に向けた価格等交渉の手続等
- 第6条：価格等の交渉の不成立
- 第7条：価格等の交渉が不成立となった場合の成果品の取扱い等
- 第8条：権利義務の譲渡等
- 第9条：秘密保持等
- 第10条：協定内容の変更
- 第11条：準拠法及び管轄裁判所

## 価格等交渉(案)1/2

本事業における価格等交渉(案)については、下記を想定している。

### (1) 工事契約の締結に向けた価格等交渉の手続

- ① 発注者は、優先交渉権者から成果品の引渡しを受けたときは、工事費の内訳が確認できる工事費内訳書及び工事費内訳書作成条件(以下、工事費内訳書等)の作成を依頼するとともに引渡しを受けた成果品に則り、交渉目標価格を作成する。
- ② 工事費内訳書等の内容について価格等の交渉を行い、改善の余地がある場合には、優先交渉権者は工事費内訳書等の見直しを行う。
- ③ 工事費内訳書等の内容を変更する場合は、優先交渉権者は速やかに交渉価格書及び交渉価格書作成条件(以下、交渉価格書等)を提出する。交渉価格書の総額は、提出された工事費内訳書の総額以下でなければならない。  
発注者は必要に応じて、交渉目標価格を修正し、修正交渉目標価格を作成
- ④ 工事費内訳書又は交渉価格書の総額が交渉目標価格又は修正交渉目標価格以下で、工事費内訳書作成条件又は交渉価格書作成条件が妥当と判断された場合は、価格等交渉を成立とする。
- ⑤ 発注者は、工事費内訳書等又は交渉価格書等に基づき予定価格を作成する。また、価格等交渉の結果に基づく基本条件図書及び特記仕様書を作成するとともに、工事の工期を定める。工事の工期については、平成36年2月29日を限度とする。
- ⑥ 価格等の交渉が成立した場合、発注者は、優先交渉権者に対し、特定通知書、予定価格の根拠となる金額を記載しない設計書、価格等交渉の結果に基づく基本条件図書及び特記仕様書を交付する。
- ⑦ 優先交渉権者は、最終的な工事見積書を提出し、発注者と見積合せを行う。見積金額は工事費内訳書(又は交渉価格書)以下とすること。

© Metropolitan Expressway Company Limited 2016.3.16

25

## 価格等交渉(案)2/2

### (2) 交渉が不成立となった場合の手続

#### ① 手続

- ・工事費内訳書の総額が、実施設計にて作成した成果品の内容を反映して当社が積算した交渉目標価格又は修正交渉目標価格に対して著しく乖離がある場合で改善の余地がない場合は、価格交渉を不成立とする。

#### ② 成果品の取扱い

- ・発注者及び優先交渉権者との間で価格等の交渉の不成立が確定した場合においても、成立した場合と同様に、実施設計契約に基づく完了検査及び支払を行うものとする。
- ・次点以降の交渉権者は、必要に応じて当初の受注者の成果品を参考にすることができるものとする。

#### ③ 配置予定技術者の取扱い

- ・優先交渉権者との価格等の交渉の不成立が確定するまでは相当の時間を要すると想定されるため、次点以降の交渉権者と実施設計の契約を締結する場合は、競争参加資格確認申請書の提出時と同等の競争参加資格がある者を配置予定技術者として選定することができるものとする。

© Metropolitan Expressway Company Limited 2016.3.16

26

## 契約変更の取扱い(案)

本事業における契約変更の取扱い(案)については、下記を想定している。

- (1)本事業では、技術提案に係る項目は下記(3)を除き原則として設計変更は行わない。
- (2)本事業では、発注者と優先交渉権者にて、工事契約前に価格等交渉を実施し、価格等交渉の結果に基づく基本条件図書及び特記仕様書を作成する。
- (3)現場調査、関係機関との協議等により提示した条件が変更となる場合及び特記仕様書に示す条件を変更する場合は設計変更を行い、必要があると認められる場合は契約変更の対象とする。